

令和元年第3回紀の川市議会定例会 第1日

令和元年 9月 2日（月曜日） 開 会 午前 9時28分
散 会 午前11時37分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 9号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 77号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 78号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 79号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 80号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 81号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 82号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 83号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 84号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 85号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 86号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 87号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 88号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算

- の認定について
- 議案第 89号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成30年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 97号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について
- 議案第 99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 100号 紀の川市消防団条例の一部改正について
- 議案第 101号 紀の川市印鑑条例の一部改正について
- 議案第 102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正について
- 議案第 103号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
- 議案第 104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第 105号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 106号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 107号 令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第108号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第109号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第110号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第111号 令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第112号 令和元年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第113号 令和元年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第114号 令和元年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第115号 令和元年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第116号 令和元年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第117号 令和元年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 令和元年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 令和元年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 令和元年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第121号 令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第122号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第123号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第124号 財産の取得について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸	代表監査委員	箕 輪 光 芳

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開会 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、令和元年第3回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願いを申し上げます。

開会に先立ち、株式会社わかやま新報社から申請のありました本会議の撮影については、紀の川市議会傍聴規則第8条の規定により許可しておりますので、御了承願います。

次に、5番 中尾太久也君より病氣療養のため、本定例会の会議を全て欠席したい旨の届け出がありました。

また、本日の会議には、箕輪光芳代表監査委員に出席をいただいております。

以上、報告いたします。

議事に入る前に、表彰状伝達式をとり行います。

去る6月11日に開催されました第95回全国市議会議長会定期総会において、村垣正造君が議員在職20年以上特別表彰を受けました。

表彰状を伝達しますので、村垣議員は、前の方へお越しください。

〔議長から、村垣議員に表彰伝達〕

〔拍手〕

○議長（坂本康隆君） 次に、8月21日に開催されました和歌山県市議会議長会総会において、森田幾久君、堂脇光弘君、杉原 勲君が議員在職15年以上一般表彰を受けました。

表彰状を伝達しますので、ただいま名前をお呼びした議員の方々は、前の方へお越しいただきたいと思っております。

〔議長から、森田議員、堂脇議員、杉原議員に表彰伝達〕

〔拍手〕

○議長（坂本康隆君） 受賞されました皆さん、まことにめでとうございます。

以上で、表彰伝達を終わります。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番 森田幾久君、16番 村垣正造君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月20日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等を議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、「平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」の提出があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「定期監査の結果報告書」があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりでありますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について から 議案第124号 財産の取得について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第124号 財産の取得についてまでの51件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集をいただき厚くお礼申し上げます。

まず、先々月の紀の川竜門橋下流で泳いでいた市内の高校生の男子生徒が行方不明となり、消防団の皆様を初め、消防組合や警察の方々の懸命の捜索にもかかわらず、いまだ発見には至っておりません。一日も早く見つかりますよう切に願っております。

また、季節は、暦どおり秋に向かい、これから台風の接近が心配される秋雨の時期を迎えます。これからの台風接近に備えて、今後も市民の皆様とともに防災・減災に努めてまいりたいと思いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、先ほど、全国市議会議長会議員表彰及び和歌山市議会議長会議員表彰の伝達を受けられました議員の皆さん、まことにおめでとうございます。これからも、引き続き市民の皆様代表として、御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました諸議案について、概要を説明いたします。

まず、人事に係る案件になります。

諮問第8号から諮問第9号は、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第76号から議案第97号の22議案につきましては、平成30年度紀の川市各会計の決算等について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、それぞれ議会の認定に付するものであります。

続きまして、条例に関する議案になります。

議案第98号から議案第103号までの6議案で、主なものを申し上げますと、紀の川市企業立地促進条例の全部改正、また紀の川市印鑑条例の一部改正、さらに紀の川市保育料徴収条例の一部改正など、それぞれ所要の改正を行うための議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第104号から議案第123号の20議案についてですが、令和元年度紀の川市各会計における補正予算に係るもので、事業執行上、緊急を要する事業や事業執行における過不足の調整などを中心に所要の措置をお願いするものであります。

最後に、議案第124号について、財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案概要を申し上げますが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、諮問第8号、諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し

上げます。

議案書の1ページから2ページでございます。

今回、人権擁護委員2名が、令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、菊岡 功^{きくおか いさお}氏、渋田敏江^{しぶた としえ}の2名を再任として人権擁護委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案書1ページをごらんください。

諮問第8号につきましては、住所、紀の川市杉原280番地、氏名、菊岡 功^{きくおか いさお}、昭和26年1月18日生まれでございます。

次に、議案書2ページをごらんください。

諮問第9号につきましては、住所、紀の川市野上159番地、氏名、渋田敏江^{しぶた としえ}、昭和28年11月27日生まれでございます。

任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。2名の略歴等につきましては、別冊の議案資料の1ページから2ページに掲載しておりますので、ごらんおきください。

以上、諮問第8号及び諮問第9号の2件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 会計管理者 前川永治君。

○会計管理者（前川永治君）（登壇） おはようございます。

私からは、議案書3ページ、議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案書22ページ、議案第95号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの20議案につきまして、一括して概要の説明をさせていただきます。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る8月5日から8月8日の間、監査委員の審査を受け、同法233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、議会の認定に付するものでございます。

では、逐次会計ごとに説明させていただきたいと思いますが、会計数が多くなってございますので、平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算書及び平成30年度紀の川市特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書に添付いたしております「平成30年度決算主要施策の成果報告書」に基づきまして説明させていただきます。

まず、平成30年度決算主要施策の成果報告書1ページ、2ページの1、平成30年度会計別決算収支の状況をごらんください。

一般会計につきましては、歳入総額301億1,090万7,017円に対しまして、歳出総額は291億2,789万3,719円で、歳入歳出差し引き額は9億8,301万3,298円となっております。

また、令和元年度へ繰り越した事業に充当する財源1億6,820万3,000円を差

し引いた実質収支は8億1,481万298円となっております。

以下、住宅新築資金等貸付事業特別会計から平池財産区特別会計までの19の特別会計の実質収支につきましても、黒字もしくはプラスマイナスゼロとなっております。

各会計の金額につきましては省略させていただきますので、後ほどごらんおきいただきたいと思えます。

続きまして、3ページ、4ページの2、平成30年度会計別歳入歳出決算の状況をごらんください。

一般会計の歳入でございますが、前年度からの繰越事業に充当する国庫支出金、市債等を含む予算現額に対する歳入決算額の収入率は97%となっております。

一方、歳出でございますが、各費目におきまして適切な予算執行に努めたことや18の事業を令和元年度に繰り越したことによりまして、予算現額に対する歳出決算額の執行率は93.8%となっております。

5ページ、6ページをごらんください。

普通会計の状況を記載してございます。

紀の川市の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得事業特別会計の3会計で構成されてございます。

ここで、平成30年度決算収支の特徴につきまして説明させていただきます。

歳入につきましては、台風被害に伴う災害復旧関連の国庫支出金、県支出金の増額、また、荒川中学校校舎等の改築、粉河地区の保育所再編に伴う地方債の増額があったものの、減債基金からの繰入金金の減額が大きく、前年度比では減少となっております。

歳出につきましては、台風被害に伴う災害復旧費、荒川中学校校舎等の改築、粉河地区の保育所再編に伴う私立保育施設設備に係る補助金などによる増額がありましたが、前年度に行った地方債の繰上償還を30年度では行わなかったことによる減額が大きく影響して、前年度比で減少してございます。

地方財政状況調査によります歳入総額は301億1,481万9,000円、前年度比で3.6%減。また、歳出総額は291億2,918万5,000円、前年度比で4.3%の減となっております。

収支の状況につきましては、実質収支は8億1,743万1,000円の黒字、単年度収支が5,517万4,000円の黒字で、実質単年度収支も3億9,051万4,000円の黒字となっております。

6ページ右下の将来にわたる財政負担の表にもございますように、財政調整基金を初めとする各種積立金の現在高が、昨年度から8億3,877万円増加しておりまして、前年度比で7.7%の増となっております。

続きまして、7ページ、8ページの2、歳入の状況をごらんください。

1の地方税につきましては、決算額は66億937万円で、前年度比は3,716万3,000円の減、率にして0.6%の減となっております。

歳入全体での構成比は22%となっております。主な要因といたしましては、個人市民税は、所得割、法人市民税は法人税割の減収と、固定資産税では、償却資産が企業の設備投資により増加したものの、土地家屋の評価替えに伴い、家屋分が大きく減収し、都市計画税についても同様の要因で減収となったことによるものでございます。

10の地方交付税でございますが、決算額が109億9,959万6,000円で、前年度比は1,742万9,000円の増、率にして0.2%の増となっております。構成比は36.5%でございます。主な要因といたしましては、普通交付税において、障害児保育に要する拡充措置による増となっております。

15の国庫支出金は、決算額が33億1,339万2,000円で、前年度比は2億6,133万1,000円の増で、率にして8.6%の増となっております。構成比は11%でございます。主な要因といたしましては、台風被害に伴う現年発生農業用土木施設災害復旧事業負担金、保育所再編に伴います保育所等整備交付金が増額となったことによるものでございます。

16の県支出金は、決算額21億3,162万3,000円で、前年度比は1億682万2,000円の増で、率にして5.3%の増となっております。構成比は7.1%でございます。これにつきましても、台風被害に伴う農業経営体育成支援事業補助金、また災害復旧費県補助金の皆増によるものでございます。

この四つの歳入を合わせた決算額構成比は、76.6%となります。

19の繰入金の決算額は6億1,600万7,000円で、前年度比は11億9,553万8,000円の減で、率にして66%の減となっております。構成比は2.1%でございます。主な要因といたしましては、地方債に繰上償還のための減債基金からの繰り入れの減少によるものでございます。

22の地方債は29億9,250万円の借り入れで、前年度比は3億9,130万円の増で、率にして15%の増となっております。構成比は9.9%でございます。主な要因といたしましては、荒川中学校の校舎等改築による増額と粉河地区保育所再編事業による皆増でございます。

以上が、歳入に関する説明でございます。

続きまして、11ページ、12ページの歳出の状況の性質別をごらんください。

1の人件費は、決算額が42億5,487万8,000円で、前年度比は8,843万1,000円の減、率にして2%の減となっております。決算額構成比は14.6%でございます。主な要因といたしましては、退職手当に係る特別負担金の減額によるものでございます。

2の物件費は、決算額が34億3,649万6,000円で、前年度比は2億36万4,000円の増、率にして6.2%の増となっております。構成比は11.8%でございます。主な要因といたしましては、電算システム更新に係る経費の皆増によるものでございます。

4の扶助費は、決算額が52億7,613万6,000円で、前年度比は9,124万円の減、率にして1.7%の減となっております。構成比は18.1%でございます。主な要因といたしましては、臨時福祉給付金の皆減によるものでございます。

5の補助費等は、決算額が29億5,072万円で、前年度比は1,018万2,000円の減、率にして0.3%の減となっております。構成比は10.1%でございます。主な要因といたしましては、那賀消防組合への負担金が減となったことによるものでございます。

6の公債費は、決算額が42億4,925万3,000円で、前年度比は16億6,944万8,000円の減、率にして28.2%の減となっております。構成比は14.6%でございます。主な要因といたしましては、28年度、29年度の2カ年に行った地方債の一部の繰上償還を30年度では行わなかったことによるものでございます。

7の積立金につきましては、決算額が14億2,077万円で、前年度比8億5,358万円の減、率にして37.5%の減となっております。構成比は4.9%でございます。主な要因といたしましては、29年度に今後の公共施設の更新経費に備えて、公共施設等整備基金に積極的に積み立てましたが、30年度では減少させたことによるものでございます。

9の繰出金につきましては、決算額が34億7,965万1,000円で、前年度比は233万円の増、率にして0.1%の増となっております。構成比は11.9%でございます。各特別会計への繰出金でございます。

11の投資的経費につきましては、決算額が36億5,817万6,000円で、前年度比は10億2,811万5,000円の増、率にして39.1%の増となっております。構成比は12.6%でございます。主な要因といたしましては、荒川中学校の校舎と荒川中学校の校舎等の改築による増額と粉河地区保育所再編事業による皆増でございます。

次に、13ページ、14ページの4、職員給与費の状況をごらんください。

職員給与費に関する状況を記載してございます。一般会計、特別会計、公営企業会計の会計別のものと全会計を合計したものに区分してございます。

それでは、14ページの全会計をごらんください。

職員数は、特別職が3人、一般職が547人で、前年度と比較して、一般職で3人の減となっております。決算額は45億8,986万471円で、前年度比は6,913万9,057円の減、率にして1.5%の減で、退職手当に係る特別負担金が減額となったことによるものでございます。

15ページの5、地方債の状況をごらんください。

一般会計につきましては、平成30年度の発行額29億9,250万円に対しまして、償還額は40億7,363万円で、平成30年度末現在高は283億3,479万2,000円となり、前年度より10億8,113万円の減少となっております。

なお、30年度借り入れ分につきましては、合併特例債を初めといたしまして、全て後

年度におきまして普通交付税に一定の参入措置がある起債となっております。

また、16ページの特別会計でございますが、平成30年度の発行額につきましては、公共下水道事業特別会計が2億7,370万円、農業集落排水事業特別会計で110万となっております。

続きまして、19ページの6、基金の状況をごらんください。

条例に基づき、設置しております全会計分の基金の状況につきまして、平成29年度末現在高から平成30年度末現在高までの推移について記載してございます。

普通会計では、今後の公共施設の更新経費に備えて公共施設等整備基金へ積み立てたことなどにより、平成29年度末に比べ8億3,935万9,035円増加し、平成30年末の現在高は124億277万354円となっております。

一般会計、普通会計を中心といたしました決算状況の説明につきましては、以上でございます。

なお、22ページ以降には、各会計の主要施策の成果について、歳入では収納実績に関する科目の予算現額、収入済み額、事業等実施内容を記載し、歳出につきましては、30年度決算より事務事業ごとに指標の実績や事業の実績などをあらわすとともに、その事業の評価の内容をまとめてございます。

また、財政指標である健全化判断比率及び資金不足比率の状況につきましては、別途議会に御報告しております「平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」のとおりとなっております。

以上で、平成30年度決算の概要説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、議案第96号及び議案第97号の2議案について、御説明いたします。

まず、議案書の23ページ、議案第96号 平成30年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書の192ページをお開きください。

192ページから195ページまでは、税込みによる決算の状況で、192ページ、193ページは、収益的収入及び支出を、194ページ、195ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算計上を伴う決算の状況を示しております。

195ページの決算額をごらんください。

上段、資本的収入では、税込み総収入が4億5,565万1,522円、下段、資本的

支出では、総支出は10億1,426万6,864円で、資本的収支不足額5億5,861万5,342円の補填方法は、194ページの下段の表の欄外に記載しているとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

続きまして、196ページ、平成30年度紀の川市水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き計上の状況でありまして、下から4行目、当年度純利益は9,211万5,671円で、前年度に比べ1,617万267円の減となりました。減額の主な原因は、簡易水道事業の統合に伴い、営業費用のうち、減債償却費が増加したためとなったため、当年度純利益は前年度より減となっております。

また、下から3行目の前年度繰越利益剰余金、下から2行目に、その他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3億9,655万8,131円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、197ページの下段の表、平成30年度紀の川市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。未処分利益剰余金は、当年度末残高で3億9,655万8,131円となっており、このうち1億円については、建設改良費、建設改良積立金に積み立てを行い、また当年度において、資本的収支不足額の補填に使用した減債積立金1億円については、資本金に組み入れを行い、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

199ページからは貸借対照表で、199ページ、下から14行目にございます資本合計と、200ページ、下から3行目、負債資本合計は合致してございます。

現金預金の状況ですが、199ページ、中段の2、流動資金をごらんください。

（1）現金預金として、21億6,462万4,221円でございます。

201ページからは、決算附属書類となっております。

203ページの業務実績をごらんください。

項目の現在、給水人口から4行目の給水量につきましては、簡易水道事業の統合により、前年度に比べ増加しております。その他の資料については、後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

議案第96号については、以上でございます。

次に、議案書の24ページ、議案第97号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明いたします。

本会計についても、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書の229ページをお開きください。

229ページから232ページまでは、税込みによる決算の状況で、229ページ、230ページは、収益的収入及び支出を、231ページ、232ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算経理を伴う決算の状況を示しております。

232ページの決算額をごらんください。

上段、資本的収入、決算額は0円、下段、資本的支出の決算額は1,651万9,112円で、資本的収支不足額1,651万9,112円の補填方法は、231ページの下段の表の欄外に記載しておるとおり、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

続きまして、233ページ、平成30年度紀の川市工業用水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でありまして、下から4行目、当年度純利益は1,318万9,927円です。また、下から3行目の前年度繰越利益剰余金、下から2行目に、その他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は4,273万2,244円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、234ページの下段、平成30年度紀の川市工業用水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。未処分利益剰余金は、当年度末残高で4,273万2,244円となっており、このうち1,000万円について減債積立金へ積み立てを行い、また当年度においては資本的収支不足額の補填に使用した減債積立金700万円については、資本金に組み入れを行い、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

236ページからは貸借対照表で、236ページ、下から11行目にございます資産合計と237ページの下から3行目、負債資本合計は合致してございます。

工業用水道事業会計における現金預金の状況ですが、236ページ中段、2、流動資産（1）現金預金の欄をごらんください。平成30年度末残高は1億3,397万3,207円でございます。

238ページからは、決算附属書類となっております。後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

以上、2議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案書の25ページから29ページをごらんください。

議案第98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について、提案説明申し上げます。

提案理由は、事業所の設置または事業規模の拡大を促す奨励措置の見直しに伴い、条例の全部を改正するものでございます。

この条例の改正により期待される効果としては、固定資産税及び都市計画税の増収・増加に伴う自主財源の確保、地元雇用の創出と促進、企業母体と企業が有している技術の流出抑制が見込まれます。

議案書26ページをごらんください。

第1条では、条例の目的を定めております。この条例は、本市における企業の立地を促進するため、市内に事業所を新たに設置または事業規模を拡大する事業者に対し、必要な奨励制度を講じることにより、産業振興及び雇用促進を図ることを目的としております。

第2条では、用語の定義を定めております。

第2条第1項第1号から第3号は、新設・移設・増設の定義を、第5条では、指定業者の要件を定めております。

主な要件としては、第5条第1項第1号、投下固定資産総額が新設にあつては3億円以上、移設に、または増設にあつては1億円以上であること。第5条第1項第2号で、産業振興その他市の施策に寄与する協定を締結すること。第5条第1項第6号で、5人以上の新規常用雇用者を雇用することとしております。

第10条では、指定事業者の指定の取り消しを。

第11条では、奨励金の返還について規定しております。

次に、議案書29ページの別表で、第7条関係の奨励措置について、具体的に説明させていただきます。

奨励金については、3種類ございます。いずれの奨励金も指定事業者の要件を満たしていることを前提とした上で、まず事業所設置奨励金は新設のみ対象しております。奨励金を算定する場合は、新設に要した投下固定資産総額の100分の5に相当する額、ただし、上限は5,000万円としてございます。

次に、立地促進奨励金は、固定資産税と都市計画税の軽減措置を講じることとしております。こちらは、新設・移設・増設を対象としております。税の軽減期間は、固定資産税及び都市計画税を5年間としています。

次に、雇用促進奨励金は、市内に在住者を1年以上雇用した事業者に、人数に応じて50万円を乗じた額を奨励金として支援します。ただし、限度額は3,000万円としてございます。

なお、附則として、第1項で、この条例の施行期間を、第2項で、この条例の施行日以後の経過措置を定めています。

以上、議案第98号に関する提案説明でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 柏木健司君。

○総務部長（柏木健司君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書30ページをお願いいたします。

議案第99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被補佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置で、現行の欠格条項を削除するもの等でございます。

議案書31ページをお願いいたします。

第1条は、紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するので、第5条で、引用している地方公務員法の改正に伴います成年被後見人等の欠格条項の削除による号ズレを措置するものがございます。

次に、中ほど以降から35ページにかけてになります。

第2条は、紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第25条、第25条の2及び第26条におきましては、同じく地方公務員法の改正に伴います成年被後見人等の欠格条項の削除による条文の整理であります。

また、現行条例中の禁錮の表記につきまして、新常用漢字表に定める漢字表記にあらためるものがございます。

附則といたしまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものがございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書の36ページをごらんください。

議案第100号 紀の川市消防団条例の一部改正についてでございます。

本件に係る提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、37ページに記載のとおり、条例の一部を改正するものがございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものがございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書38ページをお願いします。

議案第101号 紀の川市印鑑条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、「氏」に変更があった者は住民票に記載されている旧の氏でも印鑑登録ができるようになることから、所要の改正を行うものがございます。

議案書39ページをお願いいたします。

紀の川市印鑑条例の一部を改正する条例第5条、登録印鑑の規制では、第1項第1号及び第2号で規定される名、もしくは氏名に新たに「旧氏」及び字句の定義などを加え、第12条、印鑑登録の抹消では、第1項第3号で規定される「氏」に新たに「旧氏」を含むとした字句の定義を加えております。

なお、第2条、第5条第2項のほかでは、字句の表現などについて修正を行ってまいります。

附則といたしまして、この条例の施行は、政令の施行期日に合わせ、令和元年11月5日とするものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案第102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の42ページ及び43ページをごらんください。

令和元年5月17日に、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関し、給付制度を創設する等の措置を講ずることに伴い、所要の改正をお願いするものであります。

具体的には、令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料の無償化、ゼロ歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化するものでございます。

以上、議案第102号の説明です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、議案書の51ページ。

議案第103号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

52ページ、53ページに新旧対照表を添付してございます。

附則としまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時47分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

引き続き、審議を行います。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書の54ページをごらんください。

議案第104号について御説明させていただきます。

議案第104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「令和元年度補正予算書」と書いている冊子の1ページ、令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）をごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,891万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億1,720万2,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正に係る規定でございます。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入をそれぞれ増額し、地方消費税交付金、繰入金、市債をそれぞれ減額しております。

次に、4ページ、5ページの歳出では、各費目ごとに前年度の国県支出金の調整のほか、事業執行上急を要する事業について補正予算措置をしております。

次に、6ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正として、1件追加するものでございます。

契約管理、工事成績評価システムクラウドサービス利用料として、期間は令和2年度から令和6年度までの5年間、限度額は2,410万円でございます。

次に、7ページをごらんください。

第3表、地方債として、社会教育施設整備事業、臨時財政対策債の限度額を変更しております。

続いて、別冊の令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入について、主な補正内容を順に御説明いたします。

上段の6款、1項、1目、地方消費税交付金は、当初から1億2,000万円の減額を見込み、予算措置するものでございます。

同じく、中段の11款、1項、1目、地方交付税1億1,234万9,000円の増額は、額の確定によるものでございます。

次に、4ページ下段の16款、2項、1目、総務費、県補助金100万円の増額は、「地域・ひと・まちづくり事業」補助金として、6月29日開催の諸井橋供用開始式及び6月30日開催のベトナムハス・大賀ハス観蓮会開催費用に対し、それぞれ50万円を上限度額として2分の1の補助が決定したため、予算措置するものでございます。

次に、5ページ上段の18款、1項、1目、一般寄附金8,000万円の増額は、法改正に伴う返品取り扱いの厳格化などの要因により、ふるさとまちづくり寄附金の受入額が昨年度と比較し大幅に増加していることから、増額の予算措置をするものでございます。

同じく、5ページ中段の19款、2項、1目、基金繰入金2億9,856万9,000円の減額は、財源調整のため財政調整基金からの繰り入れを減額してございます。

同じく、5ページ下段の20款、1項、1目、繰越金は、平成30年度決算額の確定により、7億6,481万円の増額としてございます。

次に、6ページ上段の21款、4項、1目、雑入では、一部事務組合負担金、前年度清算金として3,156万3,000円、また保育料無償化に伴い発生する副食費1,239万3,000円、合わせて4,395万6,000円を増額してございます。

同じく、6ページ中段の22款、1項、7目、市債、教育債2,850万円の増額は、西貴志コミュニティセンターの空調設備整備に係る経費について増額の予算措置をするものでございます。

続いて、歳出について、人件費以外の主な事業について順に御説明いたします。

7ページ、上段をごらんください。

2款、1項、11目、総務費、地域創生費、ふるさとまちづくり寄附金事業で4,098万円の増額は、インターネットサイトの増設、また法改正に伴う返品取り扱いの厳格化等により、寄附金受入額が昨年度と比較し大幅に増額していることから、返品贈呈に係る経費を予算措置するものでございます。

同じく、7ページ中段の2款、1項、13目、総務費、電算管理費1,775万5,000円の減額は、内訳として電算システム更新事業の情報系パソコン調達において、当初の計画であった複数年をかけた機器を購入する方法と比較して、リースにより同一機種を一括調達する方法が電算システム運用上の管理面においてメリットがあり、かつ費用の抑制効果があるとの試算が判明したことから、リースへの変更による減額分として2,522万2,000円、また行政情報化推進事業において、各部署が保有する地図情報を一元的に管理共有することで、事務の効率化と市民サービスの向上を図るため、統合型地図情報システムの構築に必要な経費として746万7,000円をそれぞれ予算措置するものでございます。

同じく、7ページ下段の2款、1項、16目、総務費、基金費、基金積立事業においては、地方財政法第7条に基づき、前年度決算剰余金の2分の1以上の額として4億800万円を減債基金の積み立てに計上し、財政調整基金積立金6,416万円と合わせて4億7,216万円を予算措置するものでございます。

次に、9ページ中段をごらんください。

3款、1項、10目、民生費、介護保険費1,439万2,000円の増額のうち、介護保険施設等整備補助事業は、認知症高齢者グループホーム利用者の安全・安心を確保するため、国100%補助による空調設備改修、また国50%補助による塀の改修経費の一

部を助成するため、合わせて1,427万4,000円を予算措置するものでございます。

同じく、9ページ中段の3款、1項、12目、民生費、人権推進費、隣保館運営事業では、古和田会館の老朽化した単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する改修経費について、県4分の3の補助を受け実施するもので、2,158万8,000円を予算措置するものでございます。

次に、10ページ下段から11ページ上段の3款、2項、6目、民生費、保育所費1,534万3,000円の増額のうち、子どものための教育・保育給付事業では、幼児教育・保育無償化の対象となる認可外保育施設等の利用費688万4,000円、また、10月から病児保育を実施する私立保育園に対し、その経費の一部を助成するもので、当初予算では1園を対象に委託料を計上しておりましたが、今回新たに1園を加え、2園を対象に委託料を減額し、補助金として874万2,000円を増額、合わせて1,333万7,000円を予算措置するものでございます。

次に、12ページ中段から、13ページ上段の4款、2項、2目、衛生費、塵芥処理費、ごみ収集事業では、桃山収集事務所収集員詰所及びごみ袋の在庫用倉庫として活用するため、旧石材加工共同作業所の整備に係る経費329万円を予算措置するものでございます。

次に、14ページ下段から、15ページ上段をごらんください。

10款、4項、1目、教育費、幼稚園費、私立幼稚園運営支援事業1,438万7,000円の増額は、幼児教育・保育無償化の対象となる子ども・子育て支援新制度に移行されていない私立の幼稚園の施設等利用費及び補足給付費として、副食費について予算措置するものでございます。

15ページ中段の10款、5項、2目、教育費、公民館費、公民館改修整備事業3,174万6,000円の増額は、西貴志コミュニティセンター空調設備の不具合について詳細調査の結果、判明した不良箇所の改修工事費用について増額の予算措置をするものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、議案書55ページをお願いいたします。

議案第105号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いている別冊の8ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,936万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の補正予算書説明書の3ページから4ページをお願いいたします。

歳入では、前年度繰越金の確定による調整と一般会計繰入金の調整でございます。

歳出につきましては、人件費の調整と前年度繰越金の確定による一般会計への繰出金の増額を計上するものでございます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第106号及び議案第107号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議案書は、56ページ及び57ページでございます。

はじめに、議案第106号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、別冊の補正予算書、11ページをお願いいたします。

令和元年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,477万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,077万円とするものでございます。

別冊の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に関する説明書3ページの歳入をお願いいたします。

保険税の当初賦課、また前年度繰越金の確定などによる所要の調整でございます。

1款、1項、国民健康保険税では、1目、被保険者保険税で8,630万円の増額。

また、2目、退職被保険者等保険税では100万円の増額を。

5款、繰入金では、1項、1目、一般会計繰入金で、財政安定化支援事業繰入金として766万円の減額。

6款、繰越金では、前年度繰越金5,015万5,000円の増額。

7款、諸収入では、3項、5目、雑入で、療養給付費等前年度清算金として1,497万5,000円の増加補正をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出では、国民健康保険事業運営基金への積み立て、また前年度交付金の清算に関する所要の予算措置でございます。

7款、基金積立金、1項、1目の国民健康保険事業運営基金積立金として1億2,950万9,000円の増額を。

9款、諸支出金では、1項、5目、償還金で、保険給付費等交付金の清算により1,438万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第107号 令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

令和元年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,513万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,513万2,000円とするものでございます。

別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、保険料や一般会計繰入金、また前年度繰越金の確定による所要の調整として、1款、保険料、1項、1目の後期高齢者医療保険料では、現年度分2,308万6,000円の増額を。

3款、繰入金、1項、1目の一般会計繰入金では15万9,000円の増額。

4款、繰越金、1項、1目の繰越金では、前年度繰越金188万7,000円の増額補正でございます。

4ページ、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による調整といたしまして、2款、1項、1目で2,513万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、2議案の御説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案書の58ページ。

議案第108号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、17ページから19ページになります。

令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,007万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ73億5,207万2,000円と定めるところの補正予算です。

補正の内容については、別冊の令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、1ページから2ページをお願いします。

今回の補正の概要は、平成30年度に歳入された国庫支出金、支払基金交付金、県支出金に対し、決算による清算の結果、介護給付費準備基金への積み立て及び国庫負担金等の返還金が主な内容でございます。

以上、議案第108号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の説明です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、議案第109号及び議案第110号の2議案について御説明いたします。

まず、議案書の59ページ。

議案第109号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて御説明いたします。

別冊の補正予算書の20ページをごらんください。

令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,497万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,397万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の紀の川市公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）に関する説明書、3ページから5ページをごらんください。

歳入においては、一般会計の繰入金調整、前年度繰越金確定による補正を。

歳出では、人事異動に伴う人件費調整、公債費の元利償還金確定による補正を行うものでございます。

続きまして、議案書の60ページ。

議案第110号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書、23ページをごらんください。

令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,995万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、3ページ、4ページをごらんください。

歳入においては、一般会計繰入金調整、前年度繰越金確定による補正を。

歳出では、公債費の元利償還金確定による補正を行うものでございます。

以上、2議案について、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案書61ページの議案第111号 令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案書71ページの議案第121号 令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案について、一括して御説明申し上げます。

本11議案につきましては、紀の川市田中財産区特別会計及び紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計を除く9財産区の特別会計補正予算は、前年度決算確定における繰越金の補正に伴い、歳入で財政調整基金繰入金を減額するとともに、歳出で、財政調整基金積立金及び予備費で、それぞれ予算調整を図ったものでございます。

また、議案第112号 令和元年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、歳入においては、前年度繰越金の確定による財政調整基金繰入金の調整。

歳出では、通行等の妨げとなっている倒木の処理に係る経費を予算措置するものでございます。

また、議案第118号 令和元年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入においては、土地売却収入や前年度繰越金の確定による財政調整基金繰入金の調整、歳出では、土地売却収入に伴う財政調整基金積立金の増額を予算措置するものでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。

なお、補正額につきましては、別冊のそれぞれの財産区補正予算書の「第1表 歳入歳出予算補正」に、またその詳細につきましては、各財産区特別会計補正予算に関する説明書に記載しておりますので、ごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

以上、11議案につきまして御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、議案第122号及び議案第123号の2議案について御説明いたします。

まず、議案書の72ページ。

議案第122号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明いたします。

別冊の補正予算書、59ページをごらんください。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上してございます。

収入につきましては、1款、水道事業費収益、2項、営業外収益で18万4,000円を減額し、支出では、1款、水道事業費用、1項、営業費用で1,340万2,000円の増額。2項、営業外費用で63万3,000円の減額を行っております。

3条では、資本的支出の補正を計上しております。

内容につきましては、1款、資本的支出、1項、建設改良費で511万5,000円の減額。2項、企業償還金38万円の減額をするとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての補てんの方法を調整しております。

補正の詳細については、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算書（第1号）に関する説明書の4ページをごらんください。

収益的収入につきましては、繰り出し基準に基づく一般会計繰入金の調整。

5ページ、6ページの収益的支出では、人事異動に伴う人件費の調整。

前年度の企業債借り入れ償還額確定に伴う長期債利子返還額の減額を行うものでございます。

7ページの資本的支出では、人事異動に伴う人件費の調整と前年度の企業債借り入れ償還額確定に伴う長期債元金償還金の減額を行うものでございます。

続きまして、議案第123号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明いたします。

別冊の補正予算書の60ページをごらんください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。

内容については、1款、工業用水道事業費用、1項、営業費用で7万9,000円の増額を計上しております。

補正の詳細については、別冊の紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書、2ページをごらんください。

収益的支出で、事業に伴う人件費の調整を行うものでございます。

以上、2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書74ページをごらんください。

議案第124号 財産の取得について御説明いたします。

財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記の1、財産の名称は、紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器、主な内容は、サーバー1式、基幹系及び情報系ネットワーク機器1式、ソフトウェア1式、無停電電源装置1式などとなっております。

2、取得の方法は、随意契約による取得。

3、取得価格は、2億6,784万円。

4、契約の相手方は、大阪府大阪市淀川区宮原3丁目4番30号、ニッセイ新大阪ビル、Sky株式会社、代表取締役 大浦淳司でございます。

提案理由につきましては、老朽化した行政ネットワーク基本システムを構築している機器を更新するため、必要な財産の取得について議決を求めるものでございます。

また随意契約に至る経緯につきましては、指名型プロポーザル方式により、指名3社のうち2社の参加を終え、選考の上、決定しております。

なお、別冊の議案資料の3ページに、今回整備更新する行政ネットワーク基本システムの構成図を掲載しておりますので、ごらんおきください。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、ただいま提案理由の説明がありました議案のうち、議案第76号から議案第95号までの平成30年度各会計決算と財政の健全化及び公営企業の経営健全化について、監査委員よりそれぞれ決算審査意見書が提出されており、本日、代表監査委員に出席を求めています。

監査報告をしていただきます。

代表監査委員 箕輪光芳君。

○代表監査委員（箕輪光芳君）（登壇） 監査委員の箕輪です。委員を代表して、審査の結果を御報告申し上げます。

去る8月5日、6日、7日、8日の4日間、監査委員の薩川委員、榎本委員と私の3人で、市長より審査に付されました平成30年度紀の川市一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、また平成30年度紀の川市公営企業会計、すなわち水道事業会計と工業用水道事業会計の決算審査、さらに平成30年度財政の健全化及び公営企業の経営の健全化の審査を行いましたところ、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、違法並びに錯誤を認めず、その計数等は符合して正確であり、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われておりましたので、ここに御報告申し上げます。

これらの決算審査とあわせて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率においては、全て早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、本市の財政状況は良好な状態にあると認められますので、あわせて御報告申し上げます。

なお、各会計歳入歳出決算の状況及びこれらについての審査に関する結果と審査意見書は、さきにお配りしております3冊の小冊子にまとめさせていただいておりますので御確認いただきたいと思っております。

さて、平成30年度は、歳入については、一般会計において、各種交付金及び国庫・県支出金の増額、また荒川中学校校舎改築、粉河地区保育所再編、台風21号に伴う災害復旧事業等により地方債が増加したものの、市税や繰入金が減額したことにより減少となっております。

歳出については、一般会計において平成28年度及び平成29年度に実施した市債の任意繰上償還の効果による公債費の大幅な減額や、公共施設等整備基金への積立金の減額により減少となっております。

また、自主財源の根幹をなす市税については、個人市民税の所得割で減収となり、法人市民税についても、法人所得の減や事業所の規模縮小により減収になっております。固定資産税については、土地分で時点修正の影響で減収になり、家屋分でも3年ごとの評価替えの基準年度となる影響により減少となりましたが、償却資産では設備投資の増による増収となっております。また、徴収率は合併以降連続して上昇しております。

内閣府が発表した月例経済報告によると、我が国の景気は、先行きについては当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。

しかし、本市においては、普通交付税の合併算定替の縮減による普通交付税の減少や、人口減少による自主財源の根幹である市税収入の減収が見込まれ、本市の財政運営は引き

続き厳しい局面を迎えることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、財政の課題に的確に対応するため、時代の潮流を見誤ることなく的確に読み取り、時代に対応した行政サービスの提供、自主性の高い財政運営の確保、公有財産の適正管理を有効活用等を行うことで、さらに効率的で効果的な行財政運営を押し進めていただきたいと思います。

以上で、平成30年度各会計の決算審査と健全化判断比率等の審査結果についての監査委員の意見といたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本康隆君） 監査報告、ありがとうございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第8号及び諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦についての計2件につきましては、人事に関する案件でありますので、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号及び諮問第9号の2件につきましては、本日直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、諮問第8号及び諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦についての計2件につきまして、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、諮問第8号及び諮問第9号の計2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、諮問第8号及び諮問第9号の計2件につきまして、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第8号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第9号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第9号は、適任者とすることに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

次会は、明日9月3日、火曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時37分）